

2 総 則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

福井県で開催する第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」は、「織りなそう 力と技と美しさ」のスローガンのもと、「選手が躍動し、感動を生む国体」、「県民が創り、楽しむ国体」、「参加者のつながりを深め、福井の魅力を発信する国体」という3つの大きな柱を掲げ、スポーツを通じてふれあい、絆を深めることで得られる感動を参加者全員で共有し、次世代を担う子どもたちの明るい未来につなげる大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正 式 競 技	特別競技
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、クレー射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン	高等学校野球

2 会期及び会場地

会 期	会 場 地	会場地数
平成 30 年 9 月 29 日 (土) ～10 月 9 日 (火) [11 日間]	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、静岡県御殿場市	10 市 7 町
※ 自転車競技会は下記日程で実施 平成 30 年 9 月 25 日 (火) ～9 月 29 日 (土) [5 日間]	福井市、大野市	2 市
※ 水泳、バレーボール(ビーチバレーボール)、ハンドボール、クレー射撃競技会は下記日程内で実施 平成 30 年 9 月 9 日 (日) ～9 月 17 日 (月) [9 日間]	福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、永平寺町、若狭町、石川県金沢市	5 市 2 町

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例（TUE）」の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20歳未満）の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第73回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【 公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/> 】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む）

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ)b について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第71回又は第72回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第71回又は第72回大会と異なる都道府県から

参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注]a及びbは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

[注]aからcは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOCエリートアカデミーに在籍する者(別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。)

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注]別記3「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ 少年種別

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）
- (ウ) 勤務地
- (エ) 別記3「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成30年4月30日以前から本大会終了時（平成30年10月9日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

- a 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- b 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

- a 一家転住に係る者
- b 別記4「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者
- c 別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

- (ア) 成年種別に参加する者は、平成12年4月1日以前に生まれた者とする。
- (イ) 少年種別に参加する者は、平成12年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者とする。
- (ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成30年4月1日を基準とする。

イ 日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者）とする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

- (1) 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

- ア 居住地を示す現住所
- イ 勤務地
- ウ ふるさと

- (2) 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別記3「JOC エリートアカデミ

一に係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

- (3) 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- (5) 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- (7) 参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 以下の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。
 - (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
 - (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の(2)～(4)の特例を適用する。

(1) 対象者

ア 少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

イ 成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県

(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

(3) 成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

(1)イに定める成年種別年齢域の選手は、別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」(2)に定める卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

なお、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用

(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

[注] (1)イに定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記4【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第31回オリンピック競技大会（2016年・リオデジャネイロ）に参加した者

(2) 平成30年4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOC オリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成 30 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 30 年 10 月 9 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成 30 年 4 月 30 日以前から大会終了時（平成 30 年 10 月 9 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③のとおりとする。

別記 5 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
 - (イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成 30 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。
- (2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 71 回及び第 72 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 平成 23 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成 30 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注]「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 73 回大会に参加した者が、第 74 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- <例>
- 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
 - 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
 - 他の都道府県に避難先を移す場合

- (3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地
- ② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	4 人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	5 人以上 7 人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
	8 人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	8 点
種目	—————	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。
 ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に天皇杯を、

同じく女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

- (2) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (4) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (5) 各競技の各種別及び各種目などの第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日

締切日	競技
平成30年8月23日(木)	水泳、ボート、バレーボール（ビーチバレーボール）、レスリング、セーリング、ハンドボール、自転車、相撲、カヌー、クレ射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
平成30年9月5日(水)	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、高等学校野球

- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、次のア～ウ宛に所定の様式にて届け出なければならない。

ア 全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会事務局

ウ 福井しあわせ元気国体各競技会場地市町実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	負 担 金
少年の種別に参加する選手	2, 0 0 0 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4, 0 0 0 円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育協会でき取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入期限

平成 30 年 9 月 5 日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 都道府県選手団本部役員編成及び視察員

- (1) 都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。

- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。
なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日あたりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。

- (6) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、平成 31 年以降の国民体育大会の開催が決定又は内定している県については、茨城県 100 名以内、鹿児島県及び三重県 60 名以内、栃木県及び佐賀県 40 名以内とする。

- (7) 都道府県選手団本部役員及び視察員の参加申込は、平成 30 年 9 月 5 日（水）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13 大会参加章、大会参加記念章及び視察員章の交付

大会参加章、大会参加記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 大会参加記念章
公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者
※ 公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。
- (3) 視察員章
視察員

14 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章、大会参加記念章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

15 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会、福井しあわせ元気国体各競技会場地市町実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

- (ア) 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取り扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

16 都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

(1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

(2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

(3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。なお、参加は1人1競技に限る。

(4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

(5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

(6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

(7) 競技運営に差し支えない限り、福井県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

17 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(一人あたり1,000円)を、日本スポーツ協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については別途日本スポーツ協会から都道府県体育協会へ通知する。

18 文化プログラム

文化プログラムは、次表のとおりとし、実施については、「文化プログラム実施基準」に基づくものとする。

平成30年3月2日現在

文化プログラム事業名	会場地
home town live	福井市
足羽山ビジターセンター	
福井市自然史博物館 常設展	
セーレンプラネット 常設展示	
セーレンプラネット ドームシアター	
福井市文化財保護センター	
福井市おさごえ民家園	
常設展「高田博厚の世界展」	
一乗谷朝倉氏遺跡 復原町並	
福井市立郷土歴史博物館 平常展示	
歴史体験スペース へんしん越前屋	
第85回特別展「高浜の化石—1600万年の時を越えた大地の語り部—」	
国体・障スポ開催記念事業 一般向け行事 展示コーナー「福井国体」	
国体・障スポ開催記念事業 一般向け行事 特設コーナー「スポーツ特集」	
発掘！—明治を拓いた意外な福井藩士たち—	
春季特別展「江戸・京・大坂と城下町福井」	
ふくい桜まつり	
愛宕坂灯の回廊～春～	
毛矢の繰舟	
春嶽の自転車試乗会	
松平文庫から先人の考え、行動を読み解く資料を紹介	
歴史散歩「春爛漫の足羽山を訪ねる」	
天体観望会 金星と春の大三角を見よう	
福井市自然史博物館 ナイトミュージアム	
グリフィス春のコンサート	
養浩館庭園 春のお茶席	

文化プログラム事業名	会場地
ウェールズ国立美術館所蔵 ターナーからモネへ	福井市
第3回ふくいの田んぼでスマイル写真コンテスト	
コレクション展（仮）	
第70回煎抹各流大茶会	
愛宕坂茶道美術館企画展「茶の湯・花鳥風月」	
第1回特別公開展 重要文化財は語る 城下町の暮らし	
花柳流亀扇会舞踊公演	
糸桜ライトアップ	
ふくい鮮いちば「ふくいサーモン祭り」	
幕末の福井を描いた時代小説の紹介	
ふくいの絹織物業とメガネ産業展（仮）	
福井ライフアカデミー	
作家による講演会	
なるほど福井！市民歴史講座	
第9回越前朝倉曲水の宴	
第46回書法研究石門展	
橘曙覧記念文学館企画展「館蔵品展」	
第31回市美展ふくい	
天体観望会 木星を見よう	
外国人がおどろいた幕末維新期の日本人	
国体・障スポ開催記念事業「図書の特設」	
企画展「漫画界のレジェンド 松本零士展」	
再興第102回院展・福井展（仮）	
特別展「福井市を守るダムは今 その2 足羽川水系のダム」	
第28回吟の舞 宗聖リサイタル	
第71回全国競技かるた福井大会	
おいしいふくい大博覧会開催事業	
橘曙覧史跡めぐり	
第29回童謡の日 さわやかコンサート	
天体観望会 土星を見よう	
第13回日展福井県作家会展	
ピカソ 版画をめぐる冒険 フランス国立図書館コレクション	
セーレンプラネット 第5回特別展「火星一赤い星の謎一」（仮）	
第2回特別公開展 今に受け継がれた朝倉氏の記憶	
幕末明治の「まちフェス」	
「福井藩上屋敷」等CG映像放映	
夏季特別陳列「大集合！幕末福井の偉人たち」	
企画展「歌川広重の世界」一保永堂版東海道五十三次と江戸の四季一	
第86回特別展「世界の大むしむし展2 ～世界の、福井の昆虫大集合！」（仮）	
「スポーツと文学」展（仮）	
国体・障スポ開催記念事業 児童向け行事「あそびとえほん」	
花柳流双福会ゆかた会	
「マンガにみる先人たち」展（仮）	
日下部太郎・グリフィス顕彰作文コンクール	
国体・障スポ開催記念事業 児童向け行事	
「はぴりゅうをさがせ！はぴりゅうのしおりをゲットしよう」	

文化プログラム事業名	会場地
グリフィス歴史講座	福井市
愛宕坂茶道美術館企画展「大田垣蓮月の茶道具」	
福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会記念 国体・オリンピックの歴史展（仮）	
第 65 回福井フェニックスまつり	
第 23 回ふくい祇園まつり	
民族衣装体験	
天体観望会 大接近の火星を見よう	
第 48 回越前朝倉戦国まつり	
越前朝倉万灯夜 2018	
ふくい県民総合文化祭 ふれあいフェスティバル 「生活文化ふれあいフェスティバル 2018」	
ふくい県民総合文化祭 ふれあいフェスティバル「秋季 福井県俳句大会」	
第 70 回福井県音楽コンクール 予・本選会	
幕末明治福井検定	
第 48 回琴と尺八	
天一マジックショー	
平成 30 年度 池坊福井中央支部いけばな展	
幕末明治のアートシーン	
企画展「ナショナル ジオグラフィック写真展—地球の真実」	
第 3 回特別公開展 戦国の輝き～朝倉氏ゆかりの名刀降臨～	
朝倉トレイルラン 2018	
第 2 回箏曲宮城会ながつき会演奏会	
四賢侯シンポジウム	
秋季特別展「皇室と越前松平家の名宝～明治美術のきらめき～」(仮)	
平成 30 年度秋季特別展「幕末維新の激動と福井」(仮)	
天体観望会 中秋の名月を見よう	
全国スポーツ写真展	
国体開催記念イベント「おもてなし交流広場」(仮)	
養浩館庭園 秋のライトアップ	
セーレンプラネット 企画展「宇宙国体 2018」(仮)	
橘曙覧記念文学館秋季特別展「独学吟—150 年後へのメッセージ」	
ふくい県民総合文化祭 ふれあいフェスティバル「福井県川柳大会」	
宮ノ下コスモス広苑	
養浩館庭園 秋のお茶席	
プロジェクトマッピング	
戦国歴史ロマンと豊かな自然を体感するハイキング「朝倉たんさく隊」(仮)	
歴史講座「殿様たちは明治をどう生きたのか」	
ふくい鮮いちば「秋の収穫祭」	
第 48 回福井県幼児画コンクール・入賞作品展	
養浩館庭園 庭カフェ	
愛宕坂灯の回廊～秋～	
秋季特別展「皇室と越前松平家の名宝～明治美術のきらめき～」(仮)	
関連イベント 宮廷装束着装実演会	
平成 30 年度 茶道ふれあいフェスティバル	
天体観望会 後の月（十三夜の月）を見よう	

文化プログラム事業名	会場地
桑原武夫展（仮）	福井市
第 51 回吟舞の祭典	
第 32 回長唄杵屋弥登悠会 師籍 45 周年記念演奏会	
幕末維新 150 年記念展（仮）	
愛宕坂茶道美術館企画展「漆芸をたのしむ」	
第 66 回市民文化祭	
セーレンプラネット 第 6 回特別展「月のふしぎ」（仮）	
第 69 回福井県総合美術展	
天体観望会 天王星を見よう	
坪田バレエ団附属坪田バレエスクール バレエコンサート 2018	
第 38 回福井県各流合同能楽大会	
特別展「福井市を守るダムは今 その 3 九頭竜川水系（大野市）のダム」	
第 4 回特別公開展 戦国城下町一乗谷の暮らし～守り伝える文化財～	
ふくい県民総合文化祭 ふれあいフェスティバル「華のフェスティバル 2018」	
2018 ふくい詩祭	
第 12 回全国高校生食育王選手権大会	
ふくい鮮いちば「4 周年祭」	
歴史散歩「歴史の宝庫 清水へ」	
ふくい県民総合文化祭 ふれあいフェスティバル「生活文化体験&作家作品展」	
福井県障がい者ハートフル文化祭	
BJ10 第 10 回美術準備室展	
第九を歌おう合唱のつどい（仮称）	
第 48 回若越書道会展	
ミニ企画展 干支展～亥～	
国体・障スポ開催記念事業 一般向け行事「壁井ユカコ氏講演会」	
敦賀市立博物館 館蔵美術展示	
敦賀市立博物館 常設展	
みなとつるが山車会館 常設展（山車）	
みなとつるが山車会館 別館常設展（敦賀城主 大谷吉継）	
文化振興課分室 常設展示	
第 15 回生涯学習センター 自主学习教室文化祭	
みなとつるが山車会館 バックヤードツアー	
特別展「敦賀に散った天狗党」（仮）	
敦賀まつり	
「奥の細道」つるが芭蕉紀行 第 15 回全国俳句大会	
観光物産 in みなと敦賀	
敦賀港イルミネーション「ミライエ」	
つるが鉄道フェスティバル	
箸のふるさと館 WAKASA	小浜市
山川登美子記念館 常設展示	
「小浜西組」町家の一般公開	
企画展示「和食～日本人の伝統的な食文化と小浜の食」	
内外海 海ステージ	
小浜西組重伝建地区選定 10 周年記念事業	
「宝くじまちの音楽会」	
南こうせつ with ウー・ファン～心のうたコンサート～	

文化プログラム事業名	会場地
若狭マリニピア	小浜市
2018 箸まつり	
杉田玄白「養生七不可」の紹介と健康食イベント	
福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会開催記念 「特集 スポーツを楽しもう！」	
御食国若狭おばま YOSAKOI 祭 2018	
八幡神社例祭「放生祭」	
ちりとてちん杯全国女性落語大会	
平成 30 年度企画展「うきたつ人々～幕末若狭の祭礼・風俗・世相～」(仮)	
アナ・ヴィドヴィチ ギターリサイタル	
OBAMA 食のまつり	
企画展「幕末・明治を生きた若狭小浜の偉人たち」(仮)	
大野市歴史博物館 常設展	大野市
大野市民俗資料館 常設展	
和泉郷土資料館 常設展	
武家屋敷旧田村家 常設展	
武家屋敷旧内山家 常設展	
本願清水イトヨの里 常設展	
越前大野城 常設展	
笛資料館 常設展	
七間朝市山菜フードピア	
九頭竜新緑まつり	
企画展「良休の弟たち」(仮)	
企画展「昭和 43 年 1968」(仮)	
歴史迷宮 2018	
企画展「大野と日本各地の天然記念物」(仮)	
企画展「箱館戦争と田村家」(仮)	
企画展「ジュラシック・アンモナイトーオックスフォードイアン海一」(仮)	
企画展「藩政改革を支えた面谷銅山」	
おおの城まつり	
結チャリ de 越前おおの	
越前おおの結の夜市	
企画展「藩政改革を支えた面谷銅山」	
六呂師高原アルプス音楽祭	
良縁の樹イルミネーション「縁のあかり」	
第 4 回重陽の節句人形展	
越前おおの産業と食彩フェア	
第 52 回大野市総合文化祭	
九頭竜紅葉まつり	
三大朝市物産まつり	
越前おおの小京都五番物産まつり	
結の故郷越前おおの新そばまつり 2018	
福井県立恐竜博物館 常設展	勝山市
恐竜化石発掘体験	
第 12 回勝山城「清明茶会」	
野外恐竜博物館	

文化プログラム事業名	会場地
かつやまディノパーク	勝山市
第13回越前勝山城絵画作品展「お城を描こう」	
福井県立恐竜博物館 特別展	
勝山城博物館・勝山市連携第5回共催展 「重要文化財木下家住宅改修記念特別展覧会」	
世界に羽ばたく山口茜の紹介	
福井羽二重の誕生と勝山の織物業（仮）	
まちづくり講座	
日本のアスリートを支える勝山の繊維	
林毛川と谷澤たま（仮）	
お城でゴスペルVI	
まちなか巡りツアー	
間部詮勝と幕末維新の軌跡	鯖江市
貢進生 矢代操が見た新時代	
越前漆器ワークショップ	
めがねミュージアム	
さばえ落語フェスティバル	
第9回さばえ菜花まつり	
河和田塗 越前漆器まつり 2018	
めがねのまちさばえ感謝祭	
ソノーレ・ウィンドアンサンブル 第26回定期演奏会	
第59回九龍社書展	
鯖江市まなべの館企画展「コシノヒロコ展」（仮）	
第43回福井県吹奏楽 Top コンサート	
うるしの里プロジェクト（河和田アートキャンプ）	
第28回福井県市町文協選抜芸能祭	
人形劇「河の童一かわのわっぱ一」	
越前漆器展覧会	
河和田塗 越前漆器 山車・漆器まつり 2018	
さばえものづくり博覧会 2018	
RENEW	
第11回鯖江市美術展	
市民参加型演劇「おしよりん」	
ソノーレ・ウィンドアンサンブル 第14回冬の音楽会	
RE market	あわら市
金津創作の森 一日体験	
金津創作の森開館20周年記念	
第9回森の作家展—出会いをカタチに 20年目の森—	
芦原温泉春まつり	
あわら宵市〜ピンクフェスタ〜	
金津創作の森開館20周年記念 第18回金津創作の森 森のアートフェスタ	
第19回フレンチ・トースト・ピクニック 2018	
日中友好の象徴・藤野巖九郎（仮）	
金津祭	
金津創作の森開館20周年記念 やなせたかし—アンパンマンとメルヘンの世界—	

文化プログラム事業名	会場地
あわら湯かけまつり	あわら市
芦原温泉ものがたり～明治に生まれた名湯の軌跡～	
うららん 2018 (着地型体験プログラム)	
第 21 回金津創作の森クラフトマーケット with Sweets	
波松流木きらめきフェスタ PUZZLE 2018	
第 15 回あわら市民文化祭	
金津創作の森開館 20 周年記念 アートドキュメント 2018 クリヨウジ展 (仮)	
武生公会堂記念館 常設展	越前市
越前市中央図書館 定例行事	
越前市今立図書館 定例行事	
ギャラリー窓 2018 展 (後期展)	
万葉恋歌ライブ	
第 30 回記念今立現代美術紙展 1300 展	
読書のまちフェスティバル 2018	
紫式部・源氏物語関連企画展「光と影が織り成す源氏物語 切り絵と竹灯籠展」	
岡太神社・大瀧神社 1300 年大祭記念事業「大瀧神社の至宝」	
第 26 回国際丹南アートフェスティバル 2018	
「式部とふじまつり」平安装束体験	
第 36 回あじまの万葉まつり	
第 2 回シアターWATELA 笑劇場「よろこびの歌」公演	
第 2 回ふくいお茶フェスタ in 味真野	
第 21 回万葉の里 短歌募集「あなたを想う恋のうた」	
夏休み企画展「越前和紙ペーパークラフトでつくる世界の生き物展」	
第 28 回市民囲碁大会	
幼小中学生体験学習事業 越前の文化をたいけん「あそぼう・まなぼう」	
合唱団「武生」第 25 回サロンコンサート&第 30 回童謡のつどい	
第 13 回花筐薪能	
越前市サマーフェスティバル	
第 13 回越前市民文学祭	
武生国際音楽祭 2018	
岡太神社・大瀧神社 1300 年大祭記念事業「山口マオ 原画展」(仮)	
第 63 回洗心書道展	
いわさきちひろ生誕 100 年記念特別展「いわさきちひろ展」(仮)	
たけふ菊人形	
太鼓ふれあいフェスティバル	
2018 ものづくり体験&クラフト展示販売 in たけふ菊人形	
第 31 回源氏物語アカデミー	
越前げんきフェスタ事業	
第 66 回県学校対抗かるた選手権大会	
越前市民美術展	
越前市民いけばな展	
越前市民茶会	
越前市民文化展	
第 37 回菊花マラソン大会	
第 9 回味真野茶もみ唄全国コンクール	

文化プログラム事業名	会場地	
子ども美術展	越前市	
子ども書道展		
越前市民芸能祭		
岡太神社・大瀧神社 1300 年大祭記念事業「鳥の子装飾料紙」		
古文書にみる幕末の武生（仮）		
たけのっ子劇場ミュージカル		
越前市立図書館 地域読書（まちどく）講演会		
越前市立図書館 読書推進イベント（仮）		
越前市図書館友の会講演会・イベント開催事業（仮）		
福井県総合グリーンセンター	坂井市	
越前丸岡城		
一筆啓上日本一短い手紙の館		
みくに龍翔館		
東尋坊		
丸岡城桜まつり		
第 26 回一筆啓上賞 日本一短い手紙		
幕末福井の教育と他国修行・留学		
三国祭		
第 4 回坂井市産業フェア		
ゆりフェスタ 2018		
坂井市子ども文化祭		
幕末明治を感じる！健康ウォーク		
はるえイッチョライでんすけ祭り		
第 6 回北陸三県高校生現代アートビエンナーレ		
三国花火大会		
夏休みわくわく体験スクール		
丸岡古城まつり		
三國湊帯のまち流し		
福井県市町文協選抜美術展		
幕末初年の小学校教育と教科書・教員		
郷土史研究講座		
幕末維新の知られざるヒーローたち 一坂井市域の群像とゆかりの品々（仮）		
坂井市民文化祭		
第 41 回全国小・中学生競技かるた選手権福井大会		
そばの里丸岡新そばまつり		
第 70 回福井県音楽コンクール 受賞者演奏会		
春の永平寺参ろ一ど禅ウォーキング		永平寺町
九頭竜フェスティバル 永平寺大燈籠ながし		
御像祭（祭礼催事）		
まつおかのものづくり（仮）		
秋の永平寺参ろ一ど禅ウォーキング		
永平寺町文化祭		
浄法寺山紅葉登山		
祖跡巡拝登山		
池田大祭	池田町	

文化プログラム事業名	会場地	
水戸天狗党 池田を通る	池田町	
今庄まちなみ情報館	南越前町	
河野うめまつり		
第14回南越前町花はす早朝マラソン大会		
海上物流の近代化を図った先人を紹介		
街道浪漫今庄宿		
宿場町・鉄道のまち今庄企画展		
旧国鉄北陸線ウォーキング大会		
灯りゃんせ		
中村家住宅特別公開		
花のOMOTENASHI vol.2		越前町
第38回越前陶芸まつり		
第30回越知山泰澄トレイル		
越前みなと大花火		
第43回あさひまつり		
おたまつり&O・TA・I・KO 響 2018		
越前さかなまつり		
幕末明治期の越前町（仮）		
第11回越知山泰澄ウォーク		
ふくい県民総合文化祭「第13回吟詠剣詩舞の祭典」		
天心茶会		
越前かにまつり		
越前海岸水仙まつり		
若狭国吉城歴史資料館 常設展	美浜町	
美浜町歴史文化館 常設展		
伝統芸能公演（仮）		
早瀬子供歌舞伎		
アルパカ・ジャズオーケストラ		
知識と技術と実践で若狭の農を支えた偉人 ー伊藤正作ー		
男声合唱団サミット in みはま		
前期：明治の佐柿と三方郡役所（仮） 後期：幕末の佐柿と水戸天狗党（仮）		
王様の耳はロバの耳		
なびあすキッズデー「コメディクラウンサーカス」		
みはまナビフェス 2018 文化部門		
美浜美術展		
人権のつどい		
高浜町漁村文化伝承館		高浜町
よこつみ農苑ピクニック		
ふれあい広場		
和田 de 路地祭		
若狭たかはま漁火想		
ZEN 高僧のふるさとツアー		
若狭高浜花火大会		
郷土の偉人 ー高僧 釈 宗演ー		
若狭高浜はまなすマラソン		

文化プログラム事業名	会場地
釈宗演没 100 年記念式典（釈宗演顕彰碑除幕式・記念講演会）	高浜町
若狭高浜ふぐまつり・高浜町産業まつり	
来てミナーレ内浦	
きのこの森	おおい町
おおい町暦会館 常設展	
名田庄文七踊大会	
第 24 回若狭おおいのスーパー大火勢	
動乱の時代を歩く～日本思想史の源流たる若狭の禅僧～（仮）	
ふるさと踊りフェスティバル	
暦イベント「日本の伝統を観る夕べ」	
里山まつり 2018	
若狭町歴史文化館 常設展	若狭町
若狭三方縄文博物館 常設展	
佐久間勉の生きた時代（仮）	
佐久間艦長遺徳顕彰式典	
若狭・三方五湖ツーデーマーチ	
親子で楽しむ はじめてのバレエ	
幸田浩子&J スコラーズ 世界と日本の名曲アルバムコンサート	
語り部と歩む歴史探訪ツアー	
若狭グラスフェスタ 2018	
年縞博物館開館記念事業	
第 19 回熊川いっぷく時代村	
第 12 回福祉と文化の祭典 ハート&アートフェスタ 2018（仮）	
伝統文化のつどい	
若狭町文化祭	
純名里沙 with オーケストラ・アンサンブル金沢	
創業 150 年以上の老舗めぐり	

19 公開競技

公開競技は、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会公開競技実施基準」に基づく実施要項による。

公 開 競 技	会 場 地
網 引	勝山市
ゲートボール	若狭町
パワーリフティング	大野市
グラウンド・ゴルフ	若狭町

20 デモンストレーションスポーツ

デモンストレーションスポーツは、次表のとおりとし、実施については、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく実施要項による。

デモンストレーションスポーツ	会 場 地
少林寺拳法	福井市
エスキーテニス	福井市
スティックリング	福井市
ウォーキング	敦賀市・勝山市
ドッジボール	敦賀市
スポーツチャンバラ	小浜市
真向法	小浜市
サイクリング	大野市
パラライダー	勝山市
一般体操	鯖江市
ラージボール卓球	鯖江市
インディアカ	鯖江市
スポーツ吹矢	鯖江市
カヌーポロ	あわら市
3B体操	あわら市
オリエンテーリング	あわら市
シルバーソフトバレーボール	越前市
武術太極拳	越前市
バウンドテニス	坂井市
エアロビック	坂井市
バトン	坂井市
ディスクゴルフ	坂井市
ドッジビー	坂井市
ミニバスケットボール	永平寺町
ウッズスポーツ	池田町
ソフトバレーボール	南越前町
マレットゴルフ	南越前町
還暦軟式野球	南越前町
6人制ホッケー	越前町
ペタンク	越前町
ボート（ローイングエルゴメーター）	美浜町
キッズトライアスロン	高浜町
ビーチラグビー	高浜町
ママさんバレー	おおい町
ゲートボール	若狭町
グラウンド・ゴルフ	若狭町

※会場地数は9市、8町

21 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。